

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

☎感染症対策室 ☎(598)5711 📠(581)1628

12～15歳の小中学生への接種について

★新型コロナウイルスワクチン接種対象となっている12～15歳の子どもの保護者の方へ

○接種対象となる児童・生徒には、8月11日に接種券を送付しています。

なお、接種時点で12歳に到達している必要があるため、小学6年生の児童については、接種誤りを防ぐ観点から、誕生月の翌月に接種券を送付します。

○本市では、接種の心理的負担により、「予防接種ストレス関連反応」(息切れやめまい、失神など)が起こりやすい年齢であること、本人・保護者へのより丁寧な副反応などの説明と同意確認が必要であることから、市内医療機関での個別接種を推奨しています。

※詳しくは、接種券に同封のお知らせをご確認ください。

○注意点

・接種する場合には、予診票の署名欄に、必ず保護者の氏名を署名してください。

予診票に保護者の署名がなければ、ワクチン接種は受けられません。

・保護者の同伴が必ず必要です。

被接種者の健康状態を普段から熟知している保護者の同伴が必要です。

守ってほしい大切なこと

○ワクチンを早く受けている方や、ワクチンを受けられない理由がある方など、さまざまな方がいます。ワクチンを受けている、受けていないといった理由で周りの人を悪く言ったり、いじめたりすることは、絶対にあってはなりません。

○ワクチン接種後も、今までのように、しっかり手洗い・消毒、マスクなどの感染予防対策を続けてください。



みっしゅう
密集した場所



みっせつ
密接した場面



みっぺい
密閉された空間



マスクの着用



石けんで手洗い



手指の消毒

新型コロナウイルスワクチン接種について (厚生労働省ホームページQ&Aより)

新型コロナウイルスワクチンについては、国内外の数万人のデータから、発症予防効果などワクチン接種のメリットが、副反応などのデメリットよりも大きいことを確認して、皆さまに接種をお勧めしています。しかし、接種は強制ではなく、あくまでご本人の意思に基づき接種を受けていただくものです。接種を望まない方に接種を強制することはありません。また、受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

※厚生労働省のホームページには、新型コロナウイルスワクチン接種について皆さんが気になることをQ&Aで掲載しています。ぜひご覧ください。



ホームページ